|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 茨木土木事務所 | 経費支出伺書（支出負担行為）の決裁が、業務開始後に行われていた。主要地方道茨木亀岡線外橋梁下部工事に係る光ファイバーケーブルの配電柱への共架の経費支出１　契約期間：令和２年４月１日から令和３年３月31日２　経費支出伺書の起案日：令和２年10月７日３　経費支出伺書の決裁日：令和２年10月７日４　支出負担行為額：5,720円 | 検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。【大阪府財務規則】（支出負担行為）第39条　知事又は第３条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。２　前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の２）を作成の上、これを行わなければならない｡ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。【大阪府財務規則の運用】第39条関係２　システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。(2)　経費支出伺書を作成する時期ア　競争入札の方法により契約を締結するもの契約の相手方及び契約金額が明らかになったときイ　ア以外のもの経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。 | 検出事項について、原因は担当者が事務手続を失念していたためである。経費支出の必要がある業務と支払について、事務手続の漏れが生じることがないよう、契約締結の状況や月ごとの手続状況を随時複数の関係者が確認できるように一覧表に整理することで、チェック体制の強化を図った。　また今後同種事案を再び発生させないよう、会計事務担当者に対し、地方自治法、大阪府財務規則等の関係法令を踏まえて事務処理を行うことなど、改めて経費支出事務に関する留意点について周知徹底を行った。　今後は、大阪府財務規則等関係法令に基づき、適正な事務執行に努める。 |

決裁遅延

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和３年11月29日）